

(公印省略)

平成29年9月19日

各位

特定非営利活動法人
大分県介護支援専門員協会
理事長 工藤 修一

平成29年度 大分県**主任**介護支援専門員**研修**の開催について

初秋の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より当協会の事業推進につきましても、ご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、今年度も当協会が大分県からの指定を受け、別紙開催要項に基づき標記研修を実施することとなりました。

つきましては、貴事業所の介護支援専門員で受講を希望される方は所定の手続きによりお申し込み願います。

記

(同封資料)

- ・平成29年度 大分県主任介護支援専門員研修 開催要項・日程表
- ・主任介護支援専門員研修の申込み・受講に関するQ&A
- ・FAX質問票

・提出書類

- 様式1 提出書類(表紙 H29主任) 必須
- 様式2 受講申込書 必須
- 様式3 実務経験証明書 必須

※複数枚必要の場合はコピーをして使用してください

- 様式4 地域包括支援センター実務従事証明書 該当者のみ
- 様式5 講師経歴書 該当者のみ
- 様式6 市町村推薦書 該当者のみ

(書類提出の留意点)

※提出書類には「介護支援専門員証(カードサイズ)」の写しの提出(A4)も必要となります。

※提出書類は提出区分毎にクリップ留めで提出してください。(針及び穴あけホチキス禁止)

○提出書類一式(添付書類含む)

○サービス計画書一式(①課題分析標準項目・②サービス計画書・③課題整理総括表

①・③は様式ダウンロード・パソコン作成、②は既存の書類(写し)

*別紙要項等を**熟読**のうえ、提出書類の作成提出をお願いします。

*該当する提出書類様式については、大分県介護支援専門員協会ホームページからダウンロード(PDF)できます。

<http://oita-care-manager.com/>

〒870-1133 大分市宮崎1367番地1 甲斐ビル215号
特定非営利活動法人 大分県介護支援専門員協会
TEL:097-504-7500 FAX:097-504-7501

※受講に関する質問は別紙FAX質問票(文書)のみにて受付けとなります。
ご理解とご協力のほど宜しくお願いします。

平成29年度 大分県主任介護支援専門員研修 開催要項

1. 目的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的とする。

2. 実施主体

特定非営利活動法人 大分県介護支援専門員協会（大分県知事指定研修実施機関）

3. 日程等

1日目	平成29年12月 2日（土）	9：20～16：30
2日目	12月 3日（日）	10：30～16：30
3日目	12月16日（土）	9：30～16：30
4日目	12月17日（日）	9：30～16：30
5日目	平成30年 1月20日（土）	9：30～16：30
6日目	1月21日（日）	9：30～16：30
7日目	2月16日（金）	9：30～16：30
8日目	2月17日（土）	9：30～16：30
9日目	2月23日（金）	9：30～16：30
10日目	2月24日（土）	9：30～16：30
11日目	3月16日（金）	9：30～16：30
12日目	3月17日（土）	9：30～16：30

4. 研修会場

大分県社会福祉介護研修センター（大分市明野東3丁目4番1号）

5. 研修受講料

44,320円（研修テキスト等教材費含む）

*支払方法や支払期限については、受講決定通知にてお知らせします。

6. 定員（予定）

80名

7. 受講申込み先

〒870-1133 大分市宮崎1367番地1 甲斐ビル215号

特定非営利活動法人 大分県介護支援専門員協会 宛

*角2封筒に「平成29年度 大分県主任介護支援専門員研修 申込書在中」と明記

8. 受講申込み締切

平成29年10月11日（水）（消印有効）

9. 申込方法

平成29年度大分県主任介護支援専門員研修受講申込書に必要事項を記入したうえで、必要書類を添付し、**角2封筒（A4版が折らずに入るサイズ）**を用いて、**大分県介護支援専門員協会へ郵送**してください（持参等は受け付けません）。提出書類（添付書類含む）に必要事項が全て記入されていることを確認できた時点で受付としますので、記入漏れや添付漏れがないように十分注意してください。

***「介護支援専門員証（カードサイズ）」の写しの添付（A4用紙）が必要です。**

10. 受講対象者

受講対象者は、**平成29年10月1日現在**、法令に基づき介護支援専門員の配置が必要な大分県内の地域包括支援センター、介護保険施設または居宅介護支援事業所等において、現に介護支援専門員の業務に従事し、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員とする。

具体的には、主任介護支援専門員としての役割を果たすことができる者を養成する観点から、**居宅サービス計画等の提出**により、研修実施機関において内容を確認し、**利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者**のうち、次の**（１）と（２）の両方を満たす者**が対象となる。

*申込みにあたっては各種証明書の提出が必要です。

（１）次の①及び②両方の研修、又は③の研修について、受講し修了している者又は見込みの者。

- ①「介護支援専門員専門研修課程Ⅰ」
（平成15年度から平成17年度の旧・介護支援専門員現任研修基礎研修課程（Ⅰ又はⅡ）を修了している者は、「専門研修課程Ⅰ」を修了したものとみなされます）
- ②「介護支援専門員専門研修課程Ⅱ」
- ③実務経験者に対する「介護支援専門員更新研修」
（更新研修の実務未経験者・再研修修了者は研修内容が異なるため対象外です）

（２）次の①から④のいずれかの要件を満たす者。

- ①**専任（常勤専従）**の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60ヶ月）以上である者（管理者との兼務は期間として算定できるものとする。）
- ②「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、**専任（常勤専従）**の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年（36ヶ月）以上である者（管理者との兼務は期間として算定できるものとする。）
- ③施行規則第140条の66第1号のイ（3）に規定する主任介護支援専門員に**準ずる者**として、現に地域包括支援センターに配置されている者
（「主任介護支援専門員に準ずる者」の要件については、平成18年10月18日付け老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号「地域包括支援センターの設置運営について」（通知）」の「6 職員の配置等（1）センターの人員」参照のこと）
- ④その他、次の要件のいずれかに該当し、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者として都道府県が適当と認める者。
 - （ア）**専任兼任を問わず**介護支援専門員として実務に従事した期間が通算5年以上あり、かつ県、市町村の実施する介護支援専門員を対象にした研修の講師を務めたことがある者。
 - （イ）地域包括支援センターに主任介護支援専門員として配属予定の者で、地域の介護支援専門員に対する相談対応や支援等に関する知識及び能力を有する者として市町村の推薦を受けた者。ただし、以下の実務経験どちらかを有するものとする。

- (a) **専任兼任を問わず**介護支援専門員として通算5年以上実務に従事した経験がある。
- (b) 介護支援専門員の資格を有し、市町村や在宅介護支援センター、地域包括支援センターにおいて地域の介護支援専門員に対する相談・支援等の業務に通算5年以上従事した経験がある。なお、**専任兼任を問わず**介護支援専門員として実務に従事した期間も含む。

11. 受講決定

- (1) 申込み人数が定員を超えた場合は、1事業所について1名とし、以下の①から⑦までを考慮して優先順位により受講者を決定します。
 - ①今年度中に特定事業所加算の算定を予定している居宅介護支援事業所で、指導的な役割を担っている者。
 - ②地域包括支援センターに主任介護支援専門員として配属予定の者で、地域の介護支援専門員に対する相談対応や支援等に関する知識及び能力を有する者として市町村の推薦を受けた者。
 - ③主任介護支援専門員に準ずる者として、地域包括支援センターに配置されている者。
 - ④ケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会の認定ケアマネジャー。
 - ⑤県、市町村の実施する介護支援専門員を対象にした研修の講師を勤めたことがある者。
 - ⑥常勤の介護支援専門員が多い事業所に所属する者。(平成29年10月1日現在)
 - ⑦常勤の介護支援専門員としての勤務年数が長い者。(平成29年10月1日現在)
- ※申込期限(平成29年10月11日)以降に受講申込書の記載事項を審査し、大分県との協議のうえ受講決定を行います。
- (2) 利用者の自立支援に資するケアマネジメントを実践したことを示す担当事例の提出により、研修実施機関において内容を確認し受講者を決定します。
- (3) 受講の可否については、**11月上旬頃に郵送**により全員へ送付します。なお、電話等での受講可否のご照会には応じかねます。

12. 事例(受講申込時)の提出

本研修では、主任介護支援専門員としての役割を果たすことができる者を養成する観点から、受講申込者に対し事例を提出していただきます。事例等の提出は受講要件となります。

※事例の提出(当協会HPからダウンロードした様式で作成してください)

***主旨：利用者の自立支援に資するケアマネジメント実践を示す担当事例**

- ①課題分析標準項目(基本情報・アセスメント)→様式ダウンロード・パソコン作成
- ②サービス計画書→居宅サービス計画書1表・2表(既存の書類の写しを提出)
 - ・個人情報等に留意のこと
 - ・地域包括支援センターや他事業所の方は当該計画書に準ずるサービス計画書
- ③課題整理総括表→様式ダウンロード・パソコン作成
 - ・提出はA3様式

13. 受講決定後の課題レポート及び事例提出

本研修では、受講決定後の課題レポート提出や、受講期間中の「対人援助者監督指導(スーパービジョン)」、「個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開」などの科目において、受講者の提出事例が必要となり、これを用い演習を行います。

課題レポートや事例提出の詳細は改めてお知らせします。

***課題レポートや事例の提出等の提出はパソコンメールを使用します。**

提出書類【様式2】へのメールアドレスの記入をお願いします。

14. 修了評価（研修記録シートの作成と提出）

主任介護支援専門員研修の受講による学習を効果的なものとするためには、専門職として、受講者自身が課題を設定し、研修後の実務に活かすことが重要となります。

本研修では①研修開始前（今の自分の課題は何で、研修で何を学びたいか）、②研修修了時点（研修期間中に知識・技術が向上したか）、③一定経過後（研修と実務を経て、実践の水準が向上したか）の3つの時点での評価について、修了評価（研修記録シートの作成と提出）を行います。

*** 「研修記録シート」の作成と提出の詳細は、受講決定通知にてお知らせします。**

*** 「研修記録シート」の提出はパソコンメールを使用します。**

提出書類【様式2】へのメールアドレスの記入をお願いします。

15. 研修の修了

- (1) 研修の日程を全て修了した者に対し、大分県主任介護支援専門員研修修了証書を交付します。
- (2) 本研修を終了するには、定められた研修課程をすべて履修する必要があります。
1日でも欠席があった場合は、当該年度において研修を修了することはできません。
翌年度以降に再び受講する場合であっても、すべての研修課程を再度履修していただきます。
- (3) 受講にあたってもしくは受講後に、受講要件等に不正が発覚したときは、その時点で受講決定もしくは受講（修了）を取り消します。

16. その他

- (1) 研修の円滑な実施のため、受講申込書に基づいて受講者名簿を作成します。あらかじめご了承ください。なお、個人情報については適正に管理し取扱いますが、演習等で氏名や所属名の入った班名簿等を配布することがありますので、ご了承ください。
- (2) 主任介護支援専門員研修の演習科目においては、事例の提出・事例発表・司会進行等をお願いしますので、受講に際して、あらかじめご承知ください。なお、事例の提出・発表ができない場合、受講を認めませんのでご了承ください。
- (3) 自然災害や講師や会場の都合等で、日程・会場などが変更となることもありますのでご了承ください。

平成29年度 大分県主任介護支援専門員研修 日程表

日時(時間数)		科目	目的	会場	
1 日目	平成29年 12月2日 (土)	9:00～9:20	受付		
		9:20～9:30	オリエンテーション		
		9:30～11:30 (2H)	ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援	介護支援専門員が直面しやすい倫理的課題に対し、どのような姿勢で対応すべきかについて指導・支援する技術を修得する。	大分県社会福祉介護研修センター
		11:30～12:30 (1H)	人権研修	権利擁護を担う介護支援専門員として必要とされる人権尊重の基本理念を習得する。	
13:30～16:30 (3H)	ターミナルケア	ターミナルケアに関する現状・課題、介護支援専門員が関わる際に必要な視点・支援の技術及び支援に当たっての指導方法を習得する。			
10:00～10:20	受付				
2 日目	12月3日 (日)	10:30～16:30 (5H)	主任介護支援専門員の役割と視点	地域包括ケアシステムの構築や地域包括ケアを実現するケアマネジメントを展開するに当たり、主任介護支援専門員が果たすべき役割を認識するとともに、その役割を担う上で必要な視点、知識及び技術を修得する。	大分県社会福祉介護研修センター
		9:00～9:20	受付		
3 日目	12月16日 (土)	9:30～16:30 (6H)	地域援助技術(コミュニティソーシャルワーク)	地域において、地域援助技術(コミュニティソーシャルワーク)の実践が進むよう地域づくりの重要性と主任介護支援専門員の役割を理解するとともに、地域課題の把握方法、地域づくりに向けた具体的な取組内容等に必要知識・技術を修得する。	大分県社会福祉介護研修センター
		9:00～9:20	受付		
4 日目	12月17日 (日)	9:30～12:30 (3H)	人材育成及び業務管理	質の高いケアマネジメントを提供し、事業所の適正な運営等を図るための「人事管理」「経営管理」に関する知識の修得及び「人材育成」「業務管理」の手法を修得する。	大分県社会福祉介護研修センター
		13:30～16:30 (3H)	運営管理におけるリスクマネジメント	ケアマネジメントを実践する上で発生するリスクに対して、組織や地域として対応する仕組みの構築に必要な知識・技術を修得する。	
5 日目	平成30年 1月20日 (土)	9:00～9:20	受付		
		9:30～16:30 (6H)	対人援助者監督指導①(スーパービジョン)	対人援助者監督指導(スーパービジョン)の機能(管理や教育、支援)を理解し、実践できる知識・技術を修得するとともに、スーパーバイザーとして主任介護支援専門員に求められる姿勢を理解する。	大分県社会福祉介護研修センター
6 日目	1月21日 (日)	9:00～9:20	受付		
		9:30～12:30 (3H)	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実現	地域において、医療との連携や多職種協働が進むよう、他の介護支援専門員や多職種に対する働きかけ、連携・協働の仕組みづくりに必要な知識・技術を修得する。	大分県社会福祉介護研修センター
		13:30～16:30 (3H)			
9:00～9:20	受付				
7 日目	2月16日 (金)	9:30～16:30 (6H)	個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開①	介護支援専門員に対する指導・支援における様々な方法と関わり方について、その具体的方法や留意点を理解するとともに、事例研究の実践的な展開方法を修得する。	大分県社会福祉介護研修センター
		9:00～9:20	受付		
8 日目	2月17日 (土)	9:30～16:30 (6H)	個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開②	介護支援専門員に対する指導・支援における様々な方法と関わり方について、その具体的方法や留意点を理解するとともに、事例研究の実践的な展開方法を修得する。	大分県社会福祉介護研修センター
		9:00～9:20	受付		
9 日目	2月23日 (金)	9:30～16:30 (6H)	個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開③	介護支援専門員に対する指導・支援における様々な方法と関わり方について、その具体的方法や留意点を理解するとともに、事例研究の実践的な展開方法を修得する。	大分県社会福祉介護研修センター
		9:00～9:20	受付		
10 日目	2月24日 (土)	9:30～16:30 (6H)	個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開④	介護支援専門員に対する指導・支援における様々な方法と関わり方について、その具体的方法や留意点を理解するとともに、事例研究の実践的な展開方法を修得する。	大分県社会福祉介護研修センター
		9:00～9:20	受付		
11 日目	3月16日 (金)	9:30～16:30 (6H)	対人援助者監督指導②(スーパービジョン)	対人援助者監督指導(スーパービジョン)の機能(管理や教育、支援)を理解し、実践できる知識・技術を修得するとともに、スーパーバイザーとして主任介護支援専門員に求められる姿勢を理解する。	大分県社会福祉介護研修センター
		9:00～9:20	受付		
12 日目	3月17日 (土)	9:30～16:30 (6H)	対人援助者監督指導③(スーパービジョン)	対人援助者監督指導(スーパービジョン)の機能(管理や教育、支援)を理解し、実践できる知識・技術を修得するとともに、スーパーバイザーとして主任介護支援専門員に求められる姿勢を理解する。	大分県社会福祉介護研修センター
		9:00～9:20	受付		

計(71H)

特定非営利活動法人 大分県介護支援専門員協会

主任介護支援専門員研修の申込み・受講に関するQ & A

○受講要件（実務経験）

問1 研修期間中に5年を満たす場合、今年度の申込みができますか？

(回答)

受講することはできません。

※平成29年10月1日までに満たせば可。

問2 育児休業、疾病などの求職中の期間については実務経験期間に算定できますか？

(回答)

算定できません。

※勤務していない期間は実務経験年数から差し引いてください。

問3 介護保険施設で基礎資格（看護師等）との兼務の状況は、実務経験期間に算定できますか？

(回答)

要件（2）④以外の方は算定できません。

※介護保険施設で介護支援専門員としての専任（常勤専従）者に限ります。

※相談員との兼務も算定できません。

問4 「在宅介護支援センターとの兼務の期間については、実務経験として認められますか？

(回答)

要件（2）④以外の方は認められません。

※専任（常勤専従）で介護支援専門員として従事した期間を算定してください。

問5 パートをしていた「非常勤」の期間は実務経験に算定できますか？

(回答)

要件（2）④以外の方は認められません。

※専任（常勤専従）で介護支援専門員として従事した期間を算定してください。

○研修修了

問6 要件（1）の①と②にある「専門研修課程Ⅰ・Ⅱ」、「基礎研修課程Ⅰ・Ⅱ」などの修了証明書が紛失した場合、どうすればいいですか？

(回答)

実施機関（大分県社会福祉介護研修センター）に「受講証明書」の発行依頼をし、提出してください。

なお、証明書発行には日数を要しますので早めに手続きをしてください。

※社会福祉介護研修センター（TEL：097-552-6888）

問7 今年2回目の更新を迎えますが、1回目と2回目どちらの更新の際に受講した実務経験者向け研修修了証明書のコピーを提出すればいいですか？

(回答)

2回目の更新の方は、直近で受講した実務経験者向け研修修了証明書のコピーを提出してください。

○その他

問8 風邪や引き延ばしなどで欠席した場合、来年度未受講科目だけ受講できますか？

(回答)

本研修を終了するには、定められた研修課程をすべて履修する必要があります。1日でも欠席があった場合は、当該年度において研修を修了することはできません。翌年度以降に再び受講する場合であっても、すべての研修課程を再度履修していただきます。